

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会規則

平成19年2月1日

規則第2号

改正 平成20年2月19日規則第1号

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び11月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。